

船橋市グループホーム支援ワーカーに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条に規定する共同生活援助（以下「グループホーム」という。）のバックアップ体制を強化し、グループホームの質的向上を図ることにより、グループホームで暮らす障害者の生活の質の向上を促進することを目的とする。

(支援ワーカーの配置)

第2条 グループホーム支援ワーカー（以下「支援ワーカー」という。）を法第77条の2に規定する基幹相談支援センターに配置する。

(実施区域)

第3条 実施区域は、船橋市内とする。

(支援ワーカーの業務)

第4条 支援ワーカーは、訪問等を通じ次に掲げる業務を行う。

- (1)グループホーム利用希望者（その家族等を含む。）からの情報収集及びグループホームに関する情報提供に関すること。
- (2)前号の業務を円滑に行うためのグループホーム事業者（その従業者を含む。）からの情報収集に関すること。
- (3)グループホーム利用者（その家族等を含む。）からのグループホーム内での暮らし等についての相談支援に関すること。
- (4)グループホーム事業者（その従業者を含む。）からの利用者への支援等についての相談支援に関すること。
- (5)グループホーム利用者（その家族等を含む。）からの相談に対する各種相談窓口への引き継ぎに関すること。
- (6)グループホームや関係機関との連携に関すること。
- (7)広報等の発行やホームページの作成等の支援ワーカーの周知に関すること。

(支援ワーカーの責務)

第5条 支援ワーカーは、業務を行うに当たり、市や各種関係機関と密接に連携を図り、円滑かつ効果的に実施するよう努めなければならない。

2 支援ワーカーは、公正、中立の立場から業務を行わなければならない。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日より施行する。